

大阪府立柴島高等学校

学校生活について（令和6年度規約集より抜粋）

【3】学校生活について

ここに示す事項は、楽しく明るい学校をつくるための必要最小限のきまりを示したもので、ここに書かれていない事柄についても、社会常識の範囲内で相互敬愛の精神をもって行動してください。

1. 登・下校について

(1)校時表

登校時間は 8:00 以降

予鈴	08:25
第 0 時限	08:30～08:40
第 1 時限	08:50～09:40
第 2 時限	09:50～10:40
第 3 時限	10:55～11:45
第 4 時限	11:55～12:45
昼 休 み	12:45～13:25
予鈴	13:25
第 5 時限	13:30～14:20
第 6 時限	14:30～15:20
終礼・清掃	15:30～15:40
部 活 動	15:40～
下校	16:50
最終下校	19:00 (顧問等の付添がある場合)
但し、毎週木曜日は	16:45 下校

(2)休日は次のとおりとする。(府立高校の休業日)

1. 「国民の祝日に関する法律」に定められた日
2. 日曜日及び土曜日
3. 夏季休業日(7月21日～8月31日)
4. 秋季休業日(前期授業終了後3日間程度)
5. 冬季休業日(12月25日～1月7日)
6. 春季休業日(3月16日～4月7日)
7. 創立記念日(5月31日)

*休業日に補充授業等を行うことがある。なお、詳細については
4月に行事予定表を配布する。

(3)休日の登校および時間外の活動

休日の登校や時間外(早朝～8:30 16:50～19:00)の活動については、部顧問・担任など指導教員の付添いを受けること。付添い教員のない場合は活動を認めない。

(4) 早退・外出

登校後、止むを得ず早退・外出する場合は、その旨をH R担任に申し出て、外出・早退許可証の発行を受けること。

2. 通学について

(1)登下校は届け出た経路でおこなうこと。届け出以外の経路で起こった事故に関しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付は受けられない。

(2)登下校に自転車を使用する者は、自転車通学届を生活指導部に提出し許可を受け、ステッカーを所定の位置に貼ること。

3. 服装について

通学および授業中は規定の制服を着用すること。規定の制服とは、スカートもしくはズボン、白無地のカッターもしくはポロシャツを着用し、その上に必要に応じてブレザーを着用することになる。

4. 頭髪や化粧、装飾品・所持品について

頭髪は地毛を基本とし、流行・華美を追わないこと。化粧は禁止する。また、ピアス・ネックレス等の装飾品は身に付けないこと。ネイルアートやタトゥー等も施さないこと。

個人の荷物や貴重品は下足ロッカーに鍵をかけ各自で管理すること。校内で金品を紛失および拾得した場合は、生活指導部へ届け出ること。携帯電話やスマートフォンの校内持ち込みは可とする。ただし、授業中の使用や着信については認めていない。

5. 学習について

(1) 自主的に真剣な態度で学習にのぞみ、学習効果をあげるために予習と復習を行い、互いに整然と学習ができるようになるとめる。

(2) 自習の場合は、とくに指示がない限り原則として教室で静かに学習する。

6. 考査について

(1) 考査時程

・考査用に時程が設定される。必ず考査毎に時間割を確認すること。

(2) 注意事項

・予鈴までに出席番号順に着席し試験を受ける態勢を整えておく。

・机上には筆記用具等のみ置き、下敷き・筆箱の使用は原則として認めない。(計時機能のみの時計以外は認めない。)

・机の中には一切物を入れず、持ち物はすべて足下にまとめて置く。

・携帯電話等は電源を切りカバンに入れておくこと。(時計の代わりに使うことも認めない。アラーム等も鳴らないようにしてておくこと。)

・遅刻については、遅刻届(廊下の先生が持っている)を記入し入室すること。また、20分(考査時間が30分の科目は12分)を超場合は、欠試扱いとなる。

・当日、やむをえず欠試する場合は、原則として試験開始ま

でに保護者から学校に連絡をしてもらうこと。また、後日欠席届を提出すること。

・鉛筆や消しゴムを落としたとき、印刷の分かりにくいとき、連絡のある時は、黙って手を上げる。

・私語、脇見、物品の貸借は絶対にしない。

・答案提出は考査終了時とし、途中の退室は認めない。

・テスト終了のチャイムが鳴れば、筆記用具を置き、列の最後の生徒は、答案を出席番号順に集め試験監督の先生に提出する。その他の生徒は、監督者の指示があるまで退室せず着席しておく。

・問題用紙は授業で使用する場合があるので、捨てずに保管しておく。

・考査期間中は自分の試験がなくとも試験をおこなっている場合があるので、迷惑とならないよう注意すること。

(3) 不正行為

・次の行為は不正行為とする。

1)教科書・ノート類を参照すること。

2)あらかじめ机に書き込んだり、カンニングペーパー等を用意したりすること。

3)他人の答案を見て写し取ったり、また逆に故意に他人に写させたりすること。

4)問題用紙を配付した後の私語。

5)問題用紙を配付した後に、机の上に不必要的物を置くこと。

6)携帯電話やスマートフォンなどの情報端末の画面を見るること。

7)考査の終了時間を過ぎても、解答を続けること。

8)その他、上記と同等と見なされる行為。

・不正行為をした生徒の取り扱い。

1)当該科目は0点とし、別途指導を行なう。

2)家庭に連絡し、以後のテストは別室受験となる。

7. 態度・言葉遣い

共同生活の根本は人間としての平等と人格の尊重であり、これに則った態度や言語遣いが望ましい。

(1)互いに対して誠実な態度をとり、他に迷惑を与えるような行為は一切慎み、学校生活を明るくするよう努力する。

(2)感情はよく自制し、粗暴な態度や言葉遣いを避け、ことに暴力は絶対使わない。

(3)人に対しては敬意を払い、互にマナーを守り差別のない明るい学校生活がおくれるようにつとめる。

(4)来客に対しても同様な態度をとると共に、あいさつにつとめる。

8. 校内生活

(1)校舎・施設を大切に使用し美化につとめること。万一破損した場合は、HR担任を通し生活指導部へ届出すること。

(2)掲示物については、クラブに関するものは集団育成部へ、授業等に関するものは担当教員に提出し、掲示許可を受けた上、所定の場所に掲示すること。掲示物には掲示責任者

の氏名と掲示期間を記入し、掲示期間終了後は掲示者がすみやかに撤去すること。

(3)配布物については、通常の生徒自治会活動に関するものは、顧問の許可を得て行い、その他のものは、集団育成部長の許可を得ること。

(4)授業に関する連絡や生徒会活動等の招集連絡は、GoogleClassRoom を通して行われるので、注意しておくこと。放送にも注意を払うこと。

(5)職員室内への生徒の入室は禁止する。用のある生徒は、入口で先生を呼ぶこと。

9. 校外生活

校内外を問わず、高校生としての自覚を持たねばならないが、特に校外では、各人の行動が本校生全員にかかわることを自覚し、服装、言動に気をつけ自律自制すること。

(1)アルバイトは原則として禁止する。ただし家庭の事情等、その必要を認める場合には、アルバイト届を生活指導部へ提出し、許可を得ること。ただし、高校生の就労先として相応しくない場所でのアルバイトは認めない場合がある。

(2)喫煙・飲酒・薬物の使用、入れ墨、賭博など、法令違反にかかることは絶対しないこと。

(3)交通規則を守り、安全を心がけること。なお、単車・自動車での通学や、制服での乗車は禁止する。

10. ホームルーム

(1)HRには次の委員を置き、その分担する事項は以下を基準とする。

割り当て

学級代表	前期・後期	各2名
体育委員	通年	2名(増員可)
文化委員	通年	2名(増員可)
生活保健委員	通年	2名
環境委員	通年	2名
共生推進委員	通年	2名(増員可)
選挙管理委員	前期・後期	各1名
ホームルーム委員	前期・後期	各2名(増員可)
図書委員	通年	2名
広報委員	通年	4名

2023年度の委員

主な仕事内容

学級代表

クラスの代表・生徒会評議員としての活動、クラスでの議事進行、行事時の点呼等をおこなう。評議会での議決権を有する。

体育委員

体育祭等体育系行事の企画・準備・運営をおこなう。

体育委員会での議決権を有する。

文化委員

文化祭等文化系行事の企画・準備・運営をおこなう。

文化委員会での議決権を有する。

生活保健委員

個人及び集団における健康や安全についての啓発活動を行う。

環境委員

校舎内外の清潔・美化、環境保全をおこなう。(①美化チェック、②ごみの分別回収の徹底、③ごみ箱の衛生管理、④教室の環境の調査)

共生推進委員

支援・配慮をする生徒たちが学校生活を過ごしていく上でニーズを把握、必要(かつ可能)な方策について考えていく役割を果たす。クラスと自立支援コース生徒との関わりの中心となり、関係行事の広報・企画・準備・運営を担う。

選挙管理委員

年2回の生徒会役員選挙の運営・開票作業、選挙での司会進行等をおこなう。

ホームルーム委員

ホームルームや学年に関わる仕事(内容は学年・クラスによって異なる。ただし、次にあげる係は設けることとする〔文化祭係(各学年)・修学旅行係(2年)・卒業係(3年)〕。学校・生徒会の要請で仕事を割り当てられることもある)

図書委員

定期的な図書室当番(貸し出し・本の整理)、ふろむ B(図書便り)の発行。図書の選定・購入。

広報委員

学校広報にかかわる業務、特に学校説明会におけるスタッフ業務。

11. 欠席・遅刻・早退・欠課等について

(1) 欠席するときは、HR担任に必ず連絡すること。

欠席が 1 週間以上にわたる場合は、医師の診断書を添付する。なお、3 ヶ月以上にわたる場合は、診断書と共に休学願を提出することができる。

(2) 遅刻してきた場合は、生活指導室または職員室で入室許可証の発行を受けてから教室に入ること。交通機関が延着の場合は、延着証明書を各公共交通機関の HP よりダウンロードして提示すること。

(3) 早退の場合はHR担任の許可を得、外出・早退許可証を携行して早退すること。

(4) 忌引は原則として次の日数とする。

保護者(父母またはこれに代わる者) 5 日

祖父母・兄弟姉妹 3 日

同居の親族 2 日

その他の親族 1 日

遠隔地にて会葬の場合は往復の所要日数を加算できる。また、休業日は日数に含む。

(5) 公欠扱いをするのは次の場合とし、事前に所定の用紙に

よって関係教員に願い出て、各教科担任の認印をうけること。

①公式試合・会合の場合(定められた公式試合のレギュラー・補欠・マネージャーに限る)

②公傷の場合

③そのほか、校長が特に認めた場合

※ 就職進学に関する場合は、出席停止扱いになる。

12. 暴風警報発表時における出欠処置

1. 暴風警報が発表されている間、登校の必要はない。

2. 暴風警報が解除された場合、原則として以下の通りとする。

ア) 午前 07 時までに解除の場合……平常授業

イ) 午前 09 時までに解除の場合……第 3 限より授業

ウ) 午前 11 時までに解除の場合……第 5 限より授業

エ) 午前 11 時現在解除していない場合…臨時休業

※ イまたはウ)の場合、授業開始までに HR で出欠確認を行う。

登校時間の目安は、イ)の場合は午前 10 時 30 分、ウ)の場合は午後 1 時とする。安全に十分留意し登校すること。

3. 暴風警報の発表地域による対応は以下の通りとする。

① 大阪府全域 全生徒は登校の必要なし

②「大阪市」または「北大阪」 全生徒は登校の必要なし

③ 生徒の居住地 該当生徒は登校の必要なし

※③の該当生徒の出欠については「出席停止」の扱いとする。

気象庁 気象警報・注意報発表区分

	大阪市	大阪市
大阪府	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本市、豊能町、能勢町	
	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市	
	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千里赤阪村	
	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	

補足説明 以下の例を参考にしなさい

例1: 堀市(泉州地域)に住んでいる A さんについて。

午前 6 時に「大阪市」と「北大阪」は解除。「泉州」はまだ解除されていないときは、「泉州」が解除されるまでは登校しない。授業は平常通り始まるが、A さんは欠席にはならない。

その後、たとえば 8 時に「泉州」も解除された場合は、安全に留意しそみやかに登校する。

例2: 東大阪市(東部大阪地域)に住んでいる B さんについて。

午前 6 時に「東部大阪」は解除されるが「大阪市」と「北大阪」は解除されていない。このとき B さんはまだ登校しない。

その後、午前 8 時に「大阪市」が解除されても、「北大阪」が解除になっていなければまだ登校しない。

さらに午前 10 時に「北大阪」も解除されれば、「2 のウ」に該当するので、午後から授業開始。B さんも登校する

13. 特別警報発表時における出欠処置

生命を守ることを第一義とした対応をとるものとし、以下は原則として大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪のいずれの特別警報が発表されている場合であっても適用する。

- (1)特別警報が発令されている間、登校の必要はない。
- (2)特別警報が解除された場合、授業開始時間については原則として上記 12.2.に準じる。
- (3)特別警報の発表地域による扱いは、原則として上記 12.3.に準じる。
- (4)ただし、生命を守ることを優先し、状況に応じた対応をとるものとすることから、たとえば以下のようないい場合、登校する必要はない。
 - ・「大阪市」「北大阪」「生徒の居住地」のすべてで特別警報が解除されても、登下校時に通る地域で特別警報が解除されていない場合
 - ・特別警報解除後も、天候や周囲の様子、交通事情等から、登校時の生命の安全確保が引き続き難しいと判断する場合
- (5)特別警報発表時の下校は原則として差し控える。また、特別警報解除後の下校も、生命の安全確保を優先し、指示に従った行動をとる。

14. 計画運休等、交通機関の運行に支障が出た場合の出欠処置

授業開始時間については原則として 12.2.に準じる。

出欠の扱いについては、状況により判断する。

15. 緊急地震速報などの非常放送があった場合の対応

- (1)教室にいる場合、直ちに窓から遠ざかり、机の下に入るなどして頭部を守る。(火器類を扱っている場合は、火を消しガスの元栓などを閉める)
- (2)屋外や体育館などにいる場合、窓ガラスの破片の落下などから身を守り、安全な場所へ避難する。
- (3)考查受験中の場合、答案用紙を裏返し、窓から遠ざかり机の下に入るなどして頭部を守る。避難後は放送や教員の指示に従って安全に行動する。

なお、緊急地震速報放送後の授業復帰などについては、地震の程度・被害の状況・交通機関の状況に応じて対応を検討し、学校から連絡する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年12月18日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年10月22日から施行する。